



熊本県公報

第 1 1 9 2 8 号

平成 22 年 7 月 27 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
 - 熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令…………… (教育政策課) 1
 - 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定
に基づく労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲… (労働委員会事務局) 2
 - 地方公営企業等の労働関係に関する法律第 5 条第 2 項の規定
に基づく労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲… (") 2
 - 平成 2 2 年度熊本県労働審議会の開催…………… (熊本県労働審議会) 2

告 示

熊本県告示第 7 5 8 号

道路法 (昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号) 第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 2 年 7 月 2 7 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 7 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇市一の宮町萩の草字上萩の草 7 2 9 番 3 地先から 同所 7 2 7 番 7 地先まで	125.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅の ため)
		阿蘇郡産山村田尻字上勝負園 4 9 2 番 1 8 地先から 同所 4 9 2 番 1 2 地先まで	85.0	
	別府一の宮線	阿蘇郡産山村田尻字上勝負園 4 9 2 番 1 8 地先から 同所 4 9 2 番 1 3 地先まで	280.0	

2 供用を開始する期日 平成 2 2 年 7 月 2 7 日

登 載 依 頼

熊本県教育委員会訓令第 1 3 号

本 庁 各 課
各 地 方 機 関
各 県 立 学 校

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 2 年 7 月 2 7 日

熊本県教育委員会委員長 古 莊 文 子

熊本県教育庁文書規程の一部を改正する訓令
熊本県教育庁文書規程 (昭和 3 6 年熊本県教育委員会訓令第 5 0 号) の一部を次のよう
に改正する。

別表第1（第8条関係）（3）県立学校の部「熊本県立苓北養護学校 苓養」の項の次に「熊本県立玉名高等学校附属中学校 玉高附中」の項を加える。
 附 則
 この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

熊本県労働委員会告示第3号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成22年7月15日に認定したので、次のとおり告示する。
 平成22年7月27日

熊本県労働委員会 会長 石 橋 洋

山鹿市立病院の職員が結成し、又は加入する山鹿市立病院職員労働組合については、当該病院の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
山鹿市立病院	院長、副院長、部長、次長、副部長、科長、室長、課長、課長補佐、看護師長、副薬剤科長、技師長、技士長、士長、人事給与係長

熊本県労働委員会告示第4号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、当該職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成22年7月15日に認定したので、次のとおり告示する。
 なお、平成18年熊本県労働委員会告示第4号は、廃止する。
 平成22年7月27日

熊本県労働委員会 会長 石 橋 洋

熊本県企業局の職員が結成し、又は加入する熊本県企業局労働組合については、当該企業局の職員のうち次の表に掲げる者

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
企業局本庁	局長、総括審議員、次長、技師長、首席企業審議員、課長、政策調整審議員、企業審議員、荒瀬ダム撤去準備室長、課長補佐、主幹（総務担当）、人事担当職員（1人）
発電総合管理所	所長、企業審議員、次長
都呂々ダム管理事務所	所長
備考	「課長補佐」とは、その職務が労働関係に関する事務以外の事務又は技術に限られる者を除いたものをいう。

熊本県労働審議会公告第1号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成22年7月27日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
 平成22年8月20日（金）
 午前10時から正午まで
- 2 開催場所
 熊本市水前寺六丁目18番1号
 熊本県庁 本館5階 審議会室
- 3 議題
 - (1) 「しごといきいき県民プラン（熊本県労働行政プラン）」の進捗状況について
 - (2) 「くまもと元気づくり産業人材育成プラン（第8次熊本県職業能力開発計画）」の進捗状況について
 - (3) 次期プラン（「熊本県労働行政プラン」及び「第9次熊本県職業能力開発計画」）の策定方針について
 - (4) 第9次熊本県職業能力開発計画策定に向けた調査結果概要について
- 4 傍聴者の定員
 10人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課）

（電話096-333-2338）